



2026年3月31日

各位

会社名株式会社光陽社
代表者名代表取締役社長 犬養 岬太
(コード番号：7946 東証スタンダード・名証メイン市場)
問い合わせ先 取締役業務本部長 小川 杏介
(TEL 03-5615-9061)

当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場における上場維持基準のうち「株主数」基準および「流通株式時価総額」基準について適合しない状態となっており改善期間に入っておりましたが、改善期間終了となる最終営業日である本日時点において「株主数」基準および「流通株式時価総額」基準への適合が確認できていないため、当社の株式は、2026年4月1日付で東京証券取引所により監理銘柄（確認中）に指定されることとなりました。

なお、東京証券取引所より公表された指定措置の内容や理由などにつきましては、日本取引所グループ

Webサイトをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/20260331-21.html>

記

1. 監理銘柄（確認中）指定の理由

改善期間内に上場維持基準に適合しない場合に該当するおそれがあるため。

（関連条項：有価証券上場規程施行規則第604条第1項第1号）

（ご参考：2025年3月31日時点の適合状況）

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式時価総額 (千円)	流通株式比率 (%)
当社の状況	386	2,181	314,612	25.7
上場維持基準	400	2,000	1,000,000	25.0
適合状況	不適合	適合	不適合	適合
改善期間	2026年3月31日	—	2026年3月31日	—

※当社は、2026年3月8日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。流通株式数において、当該株式分割が行われたと仮定して、流通株式数を算定した場合は、10,905（単位）となります。

2. 監理銘柄（確認中）指定期間

2026年4月1日から東京証券取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。

3. 今後の対応

当社は、東京証券取引所スタンダード市場と株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）メイン市場に重複上場しております。当社が提出する2026年3月31日時点での「株式等の分布状況表」（2026年4月中に提出予定）に基づく東京証券取引所の審査の結果、「株主数」基準および「流通株式時価総額」基準に適合している状況が確認されなかった場合には、当社の株式は、東京証券取引所においては整理銘柄に指定され、2026年10月1日に上場廃止となります。

一方、名古屋証券取引所メイン市場の上場維持基準は、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準とは異なるものであり、2026年3月31日時点で名古屋証券取引所メイン市場の上場維持基準を充足している場合は、名古屋証券取引所メイン市場の上場は維持され、当社株式の売買は同取引所で継続して行えます。

以 上